

秋田市立土崎中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月17日改訂

1 いじめの定義と基本方針

(1) いじめの定義

生徒が一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃(インターネット等を通じて行われるものを含む。)を受けることにより、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。生徒たちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、人権を侵害する卑怯な行為であり、人として絶対に許されない行為であること
- ・いじめは、刑事罰が科せられたり、損害賠償請求が発生したりする不法行為であること
- ・いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりする生徒の存在など、集団全体に関わる問題であること
- ・いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方では解決しないこと

本校では、このような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日頃から生徒の人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめの解消(※)に向け、いじめられている生徒を全力で守ること、必ず救うことを伝え、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒にも心からの反省を促し、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

(3) いじめの解消（※）

・いじめの解消の要件

- ①いじめを受けた生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

以上の要件を満たし、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめた生徒については、日常的に保護者との連携を図り、経過を観察します。

さらに、「真にいじめの問題を乗り越えた状態」とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の子ども全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものという考えに立ち、関係者間の緊密な情報交換はもとより、全ての生徒の更なる成長を促す観点で、いじめの解消に向け、継続的な指導に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、生徒一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育

- ・「考え、議論する道徳の授業」の充実を図ることに加え、道徳の授業の内容を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、生徒の生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(2) 生徒会活動の充実

- ・秋田市中学生「絆」宣言を活用し、年間を通して「いじめ撲滅」に向けた生徒主体の取組を実施するとともに、土中祭などの機会に、保護者や地域の方に広く紹介します。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友だちの違いやよさに気づき、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、宿泊体験学習、職場体験、修学旅行、部活動等の充実を図ります。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・生徒一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるよう、全ての生徒が活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から生徒とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) ふれあいノートの実施

- ・生徒一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。

(2) いじめ・悩み調査の実施

- ・年3回（5月、10月、2月）のいじめ・悩み調査を行い、悩み等の実態調査をします。さらに、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施します。

(3) 二者面談の実施

- ・いじめ・悩み調査を基に、学級担任が二者面談を通して生徒の悩みや不安を聞き取ります。

(4) 全職員での観察強化

- ・二者面談での聞き取りの状況や対応の状況について、一人一人の個別対応表を作成し、全職員が共通理解を図るとともに、全職員による観察を強化し、再発、深刻化の未然防止に努めます。

(5) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外にも、学年主任、教頭、生徒指導主事、教育相談専任教諭が、生徒や保護者の相談窓口になります。

(6) いじめ等防止対策のための組織の設置及び情報交換

生徒のささいな兆候や生徒からの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「土崎中いじめ等防止対策委員会」において、その情報を共有します。

4 いじめへの組織的な対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームを作り組織的に対応します。

いじめに係る情報が寄せられた時は、他の業務に優先し、かつ、直ちに当該情報をいじめ等防止対策委員会に報告し、校長の指導の下、組織的に対応します。

具体的な対応にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「土崎中学校いじめ等防止対策委員会」で、どの教師がどの生徒の対応をするかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方からの聞き取りにより、事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた生徒に対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（教育委員会、警察署、法務局）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した場合には、ためらわずに警察との連携を図ります。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、いじめを受けた生徒のいじめによる後遺症のケアについては、関係機関との連携により丁寧な対応をします。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。
- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、重大事態の発生と判断し、直ちに事実確認・調査等を行います。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA会長・副会長により「土崎中いじめ等防止対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間指導計画の策定、見直しの他、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・ 日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けた取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、生徒を見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

- (1) 生徒指導だより「麒麟児」、教育相談だより「ふれあい」による情報発信
 - ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報提供するとともに、保護者とともに考えるようにします。
- (2) 学年・学級PTAにおける説明・協議
 - ・ 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。
- (3) 講演会等の実施
 - ・ 外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。
- (4) ホームページの利用
 - ・ 学校の取組を随時更新し、生徒の活動を交えて紹介します。
- (5) 相談窓口、相談機関の周知
 - ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

7 年間指導計画

月	生活目標	生活指導	教育相談・いじめ防止	生徒会活動	部活動
4	○新年度のスタートにあたり、生徒相互、生徒と教師の触れ合いを大切にしながら生徒一人一人への理解を深め、個が生きる集団づくりに努める。	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の確立 生徒手帳の読み合わせ 生徒指導集会 市春季大会、連休中の生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> 不登校(傾向)生徒に関する引継ぎ <u>いじめ等防止対策委員会</u> 二者面談 <u>校内研修「生徒・保護者を語る会」</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会入会式 前学期学級役員任命式 中学生サミットの協議 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動オリエンテーション 部活動入部 部活動代表者会議
5	○各種行事の準備や委員会活動、係活動を通して、一人一人の自主的な活動を促す。	<ul style="list-style-type: none"> 人間関係づくり <u>校内研修(道徳)</u> 規範意識向上のための方策をテーマに 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・悩み調査 二者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 前学期生徒総会 定例各種委員会 賞状伝達式 	<ul style="list-style-type: none"> 市春季大会 県春季大会
6	○目標達成に向けた、主体的な活動を通して、一人一人が成就感や満足感を味わうような指導・援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導(職員・PTA生活安全部員) 市中総体の心構え、応援のマナー 	<ul style="list-style-type: none"> 学習相談 <u>いじめ等防止対策委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 市中総体激励会 市中総体報告会 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 行進練習 応援練習 部活動集会 部活動強化期間 市中総体
7	○前学期前半の活動を振り返り、充実した夏休みのための指導、援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み前の生徒自己評価 夏休みの計画、 事故防止集会 港祭り事故防止、巡回 	<ul style="list-style-type: none"> 指導記録の整理 三者面談(3年) 地域巡回(1、2年) 夏休み中の声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> 県中総体激励会 東北・全国総体激励会 県中総体報告会 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 県中総体
8	○夏休み明けの生活リズムを確立するための指導、援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの反省 水難事故、交通事故防止 <u>校内研修(外部専門家)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒への声かけ(電話、訪問、葉書) <u>いじめ等防止対策委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動代表者会議
9	○諸行事、諸活動に積極的、意欲的に取り組ませ、一人一人の存在感を大切にしながら、集団の高まりとともに個が生きるような指導、援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 土中祭期間の生活指導 土中祭の巡回指導 PTA校外生活部会開催 	<ul style="list-style-type: none"> 土中祭期間の生徒理解 	<ul style="list-style-type: none"> 土中祭 	<ul style="list-style-type: none"> 練習内容ときまりの確認 秋季大会
10	○前学期の活動をふまえ新たな気持ちで諸活動に取り組めるよう触れ合いを大切にした指導・援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 登校指導(職員、PTA) <u>校内研修(特活)</u> 人間関係づくりをテーマに 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ・悩み調査 <u>いじめ等防止対策委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 後学期学級役員任命式 後学期生徒総会 定例各種委員会 中学生サミットの協議 	<ul style="list-style-type: none"> 後学期活動への移行 秋季大会 秋季大会終了後の目標設定
11	○日常生活を見つめ直し、希望をもって充実した生活を送ることができるような指導・援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の点検 学校評価資料検討 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談(3年全員) 校内研修会 ケータイ・ネット安全教室 	<ul style="list-style-type: none"> 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 冬期間の練習計画
12	○家庭や地域との連携を深めながら、個性を生かした生活設計を立てることができるよう指導・援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み前の生徒自己評価 冬休みの計画 冬休み事故防止集会 	<ul style="list-style-type: none"> 三者面談(1、2年全員) 三者面談(3年希望者) 指導記録の整理 気になる生徒への声かけ 	<ul style="list-style-type: none"> 賞状伝達式 定例各種委員会 3年生を励ます会 	<ul style="list-style-type: none"> 冬休み練習計画 部室等の点検
1 2	○新しい年を迎え、目標をもって諸活動に取り組めるように援助に努める。冬期間の事故防止の指導に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの反省 冬期間の事故防止 休み時間の事故防止 校舎愛護 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒への声かけ(電話、訪問、ハガキ) <u>いじめ等防止対策委員会</u> 三者面談(3年希望者) いじめ・悩み調査 	<ul style="list-style-type: none"> 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 目標設定と練習内容の修正 春季大会に向けた体制づくり 練習環境の整備
3	○卒業、進級を前に、一層向上させようとする新たな決意を持てるような指導、援助に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 春休み前生徒自己評価 1年間のまとめ 卒業期の生活指導 春休みの計画 春休みの生活指導 春休み事故防止集会 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒への声かけ(電話、訪問、葉書) 指導記録の整理 次年度への引継資料の作成 <u>いじめ等防止対策委員会</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 定例各種委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 春季大会に向けた練習計画

いじめ等防止の対策に係る組織図

